

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請）【2】

2. 日時：令和5年8月30日 13時15分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、岡本上席安全審査官、
宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
小林主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、宮崎安全審査専門職、
伊藤（謙）原子力規制専門員

実用炉監視部門

志賀上級原子炉解析専門官、伊藤（健）運転検査官補

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他3名

東海第二発電所 部長※

【以下傍聴者】

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社：

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他5名※

中部電力株式会社：

原子力本部 原子力部 総括・品質保証グループ 課長 他1名※

北陸電力株式会社：

原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他1名※

中国電力株式会社：

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

電源開発株式会社：

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他1名※

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の内容について、令和5年8月23日付けの提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置等に関わるもの>】

- 格納容器床ドレン流量計の指示が確認できない場合の措置について、第31条第2項第1号と第3項の規定の関係を説明すること。
- 格納容器床ドレンサンプ水位を1mに維持することを、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率の監視の前提条件と説明しているが、そのことを保安規定を含む規定類においてどのように整理しているか、その機能維持のための設備の範囲や管理方法等を含め説明すること。
- 放水路ゲートについて、同様の設備が設置されている先行PWR（高浜発電所）では、併せて、潮位計及び通信連絡設備をLCOの対象機器として設定している。東海第二において、同様の設定をしていない理由を説明すること。
- ペDESTAL排水系について、格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する設備及び重大事故等対処設備として必要な機能を整理した上で、LCO及び手順の設定の考え方を説明すること。
- 中性子モニタ用蓄電池について、有効性評価のATWS等で必要となる機器を確認した上で、LCOが適用される原子炉の状態から運転中を除くことの妥当性を説明すること。
- 中性子モニタ用蓄電池のLCOが適用される原子炉の状態の設定の考え方について、保安規定変更に係る基本方針（BWR）における考え方との関係を整理し説明すること。
- LCO対象機器について、先行プラントとの差異を整理し、説明すること。
- 実用炉則第83条一号口（2）及び（3）の対応方針について、双方に共通する対策が一部含まれるにもかかわらず、要求を満足するとしている考え方を説明すること。
- 高濃度火山灰対策における炉心損傷防止対策として、除熱手段も説明すること。
- 高濃度火山灰対応として、算出した気中降下火砕物濃度の妥当性及び高濃度火山灰フィルタへの接続ダクトの着脱の具体的な運用方法等を説明すること。また、高濃度火山灰対応として、既許可及び既工認で説明していない手順や構造健全性等の項目を整理し、説明すること。

- 設置許可や設工認において、運用で担保するとしたもの（外部火災の対策として設置した熱感知器による対策手順、施設定期検査中の内部溢水対策等）について、網羅的に抽出した上で、保安規定への記載方針を整理して、説明すること。
- 放水路ゲートについて、第52条の2に運転上の制限を定めることに加えて、添付2に火山影響による損傷時の措置を定める理由を説明すること。
- 原子炉隔離時冷却系等の第一水源の復水貯蔵タンクからサプレッション・チェンバへの変更に関して、サーベイランス実施の際の水源を復水貯蔵タンクとしていることについて、実条件性能確認に相当する方法であることを説明すること。
- 保安規定変更に係る基本方針（BWR）において、自主対策設備の活用によるAOTの延長の考え方を、PWRの考え方との相違の有無も含めて説明すること。
- 緊急用海水系の要求される措置について、当該機器を補完する自主対策設備として設定している代替残留熱除去系海水系に耐性があることを確認しているのか、保安規定変更に係る基本方針（BWR）との整合性とあわせて説明すること。
- PAR及びSGTSのLCO等の設定に当たっては、許認可時に実施している原子炉建屋内の局所エリアの解析の解析条件も説明すること。また、格納容器ベントの建屋水素防護対策としての位置付けの明確化に伴う保安規定変更の先行プラントの審査内容も踏まえ、妥当性を説明すること。

(3) 日本原子力発電株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし